

令和8年度

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金 事業計画

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月31日

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

## 令和8年度 兵庫県住宅再建共済基金 事業計画（方針）

当基金は、平成17年度の制度創設以来、県とともに市町や地域団体、業界団体等の協力を得ながら、制度の広報と加入促進活動に取り組んできた。

令和6年1月に発生し最大震度7を観測した能登半島地震において人的被害、住家被害など甚大な被害が発生したことや、同年8月に発表された南海トラフ地震臨時情報などにより、自然災害への「備え」の重要性と被災者の生活再建支援の必要性が再認識された。

一方、制度創設から20年が経ち、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表や風水害の激甚化・頻発化など取り巻く環境変化に対応するため、令和7年度に県において設置された「兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会」からの報告書を踏まえて制度が見直され、令和8年度からは①共済給付金は積立資産の範囲内での支払、②複数年一括支払い制度の廃止、③県の損失補償の廃止、の3点が実施されることとなった。

令和7年度は、検討会の結果が出るまでの間、積極的な加入促進活動は控えるとともに、複数年一括契約の新規受付を一時停止し、現行制度や制度のあり方を検討中であることについての説明や問合せ対応に重点をおき、改正内容の決定後は、全加入者に対して制度改正の周知とともに、継続・脱退の意向調査を行い今回の改正により不安や混乱を招かないよう、丁寧な説明と対応に努めてきた。

令和8年度においては、改正後の制度について認知度を高める活動の中で、ネット広告による効率的な広告配信や集客施設等での対面広報、地域の相談窓口としての共済相談員による地域に応じたきめ細かな対応などにより、引き続き加入率向上に努める。

1 「**基金本部の取組み**」では、これまで実施した効果測定型のネット広告の分析結果を踏まえ、災害や共済等に関心を持っている潜在的関心層に効果的にアプローチするなど、さらに戦略的な加入促進活動に取り組む。

また、制度を簡明に説明する動画を作成し、ホームページに掲載することなどにより、制度への理解を促し、効率的な申し込みに繋げるほか、様々な機会を捉えた啓発活動を強化することとし、加入強化月間におけるスタートアップイベントなどPR活動等に努める。

2 「**県民局(県民センター)・共済相談員の取組み**」では、地域とつながりが強い県民局に共済相談員を配置し、災害発生の恐れが高い地域における加入促進など地域の状況を踏まえたきめ細かな加入促進活動に取り組む。

3 「**市町との協働**」では、制度改正を機会としてより一層、県民局(県民センター)と市町の緊密な連携・協力体制を強化し、市町との具体的・効果的な協力のもと、住宅再建共済制度の加入率向上を図る。

4 「**関係団体等との協働**」では、①マンション管理組合に対し、共用部分再建共済制度の重点的な加入促進を図るとともに、②住宅販売業者が行う附帯事業の加入促進に努める。また、③フェニックス共済と地震保険・他共済とのあわせて加入の拡充に努める。

令和8年度は、これら諸事業を県内各地域で重層的に展開し、令和8年4月施行の制度改正に伴う脱退はあったものの、今後は加入促進を再開することで、新たな加入者の増加に向け全力で取り組む。

## 令和 8 年度事業計画

兵庫県が設置した住宅再建共済制度は、創設以来 20 年が経ち、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表や風水害の激甚化・頻発化など取り巻く環境変化に対応するため、県において設置された「兵庫県住宅再建共済制度のあり方検討会」からの報告書を踏まえて、令和 8 年度から制度が見直されることとなった。

見直しの内容は、①共済給付金は積立資産の範囲内での支払、②複数年一括支払い制度の廃止、③県の損失補償の廃止、の 3 点である。

このため、令和 8 年度は、今回の見直し後の制度について、加入者等に対して引き続き丁寧な説明と対応に取り組むとともに、きめ細やかな普及啓発活動の実施によって、加入率の向上に努めることとする。

### I 基金本部の取組み

#### 1 【拡】戦略的な普及啓発活動の展開

##### (1) 【拡】インターネットを活用した戦略的なPR活動

令和 5 年度及び 6 年度に実施した効果測定型のネット広告の分析結果を踏まえ、さらに戦略的な加入促進活動に取り組む。

###### ① 検索連動型広告の配信

検索エンジン (Yahoo!、Google) に広告を配信し、災害や共済等に関心を持っているものの、フェニックス共済の情報にまではたどり着けていない潜在的関心層に効果的にアプローチする。

###### ② 映像・音声による広報の拡充

検索連動型広告のリンクから、イラスト等を多用し、制度を簡明に説明する動画を掲載することで、制度への理解を促し、効率的な申し込みに繋げる。

##### (2) 【拡】様々な機会を捉えた効果的な啓発活動の強化

「ひょうご安全の日のつどい」や「神戸まつり」等の全県的な集客のある行事のみならず、あらゆる人の集まる機会を捉えて「自然災害への備え」の必要性に対する啓発活動を実施し、認知度及び加入率の向上を図る。

###### ① 対面による広報の充実強化

主要商店街、ショッピングモール、地域の住民イベント等での街頭キャンペーンなどの啓発活動を実施する。

###### ② 【拡】新規住宅購入者への加入促進活動

住宅購入にあわせた制度の周知を積極的に行うため、住宅販売会社に対し、購入契約成立時や住宅引渡時におけるパンフレット配布を依頼する。

###### ③ 災害への意識が高い県民への広報

各種団体主催の防災関連行事等において、災害への意識が高い県民に対しても改めて啓発活動を実施する。

### (3) フェニックス共済応援企業の募集

企業のSDGs実現に向けた取組みとして共済制度の広報や加入促進活動に協力する企業を応援企業として登録し、県ホームページで紹介する。

(応援の内容)

- ① 社員へのフェニックス共済制度の紹介
- ② 社員のフェニックス共済加入に対する補助制度の導入
- ③ ポスター掲示やチラシ配架への協力

### (4) 【拡】災害発生の恐れの高い区域への広報

令和7年度に作成した字（あざ）別加入状況表を活用し、土砂災害や高潮・河川浸水など災害発生の恐れが高い地域における集中的な広報・PRを実施する。

## 2 フェニックスサポーター等の充実強化

共済制度の趣旨に賛同する個人、団体、企業等が基金に登録し、身近なところでの広報・加入促進活動を展開する「フェニックスサポーター制度」等について、損害保険会社や共済団体等各種団体・企業に加え、自治会などの地域団体やマンション管理会社などと連携し、新規加入件数の増加を図る。

### (1) 共済団体や損害保険会社等との連携

共済団体や損害保険会社等と連携し、新規加入件数の増加を目指す。

- ① 代理店の職員などへの制度理解を深めるリモートなどによる研修の実施
- ② 代理店の職員などのフェニックスサポーターへの登録
- ③ 共済団体への委託販売契約の推進

### (2) 自治会などの地域団体との連携

県民局や市町と連携しながら、自治会など地域団体のサポーター登録を拡大し、地域ぐるみの加入を推進する。

### (3) マンション管理会社との連携

マンション管理組合を束ねる管理会社と連携し、マンションにおける共済制度の加入を推進する。

- ① マンション所有者向けのパンフレットの配布
- ③ マンション管理会社社員への制度理解を深める研修の実施
- ④ マンション管理会社社員のフェニックスサポーターへの登録

## 3 加入強化月間の設定と多角的・集中的な広報の展開

### (1) 加入強化月間の設定

9月を「加入強化月間」に設定し、イベント開催、パンフレットやキャンペーングッズ等広報資材の配布など、集中的かつ連続的に実施する。

### (2) 加入強化月間における加入促進活動の多角的・集中的展開

県民局(県民センター)・市町・関係団体と緊密な連携を図りながら、

- ①スタートアップイベントの開催
- ②各種イベント会場でのブース出展
- ③共済相談員による出前受付の集中的開催
- ④街頭キャンペーンの実施
- ⑤県民だより・市町広報紙等への広告掲載
- ⑥加入申込書付きパンフレットの配付
- ⑦その他各種の広報媒体でのPR

を通じ、多角的かつ集中的な加入促進活動を展開する。

#### 4 共済制度推進会議

##### (1) 推進会議の開催

共済制度推進会議構成団体(152団体)におけるさらなる加入促進に向けた取り組みを強化するため、共済制度推進会議を開催し、住宅再建共済制度の重要性についての認識を新たにするとともに、連携体制を強化し、住宅再建共済制度への加入を促進する。

##### (2) 共済制度推進会議構成団体との連携

共済制度推進会議構成団体に要請し、各団体の広報媒体によるPR、総会・セミナーでの制度説明、傘下の団体・企業への訪問等を行い、一層の加入促進を図る。

#### 5 脱退者対策の充実強化

令和8年4月の制度変更に伴う脱退はあったものの、新たな脱退の防止への取り組みを強化するため、本部コールセンターの職員や県民局に配置する共済相談員が個別訪問や制度説明を実施するなど、丁寧できめ細かな対応による継続加入・再加入を働きかける。

##### (1) きめ細かな脱退防止策の実施

例年、契約更新時期の年度末には多数の脱退者が見込まれることから、加入者に送付する継続通知等を活用し、備えの重要性や自然災害リスクの啓発を行って継続加入を働きかけるとともに、コールセンターや共済相談員によるきめ細かな説明を通じて、脱退防止を図る。

##### (2) 強制脱退者に対する再加入の働きかけ

残高不足による口座引落とし不能により脱退となった加入者に対して、ダイレクトメールの送付や共済相談員の訪問等により再加入の働きかけを行う。

##### (3) 附帯加入者に対する継続加入の働きかけ

附帯加入契約が終了する対象加入者に対して、事前にダイレクトメールを送付し、継続加入の必要性・重要性を訴える。

#### 6 コールセンターの設置・運営

県民への直接の窓口としてコールセンターが相談業務を担い、情報の一元的収集と管理を行い新規加入の促進や脱退防止に努める。

引き続き、制度変更にかかる問い合わせについては、兵庫県とも連携し、加入者及び新規申し込み希望者への丁寧な説明を行う。

またコールセンターが把握した情報については、必要に応じて県民局に配置する相談員とも共有し、加入促進、脱退防止につなげる。

## 7 共済給付金積立資産の確かな管理・運用と迅速・的確な共済給付金の支給

### (1) 共済給付金積立資産の運用及び確実な管理

共済給付金積立資産の運用については、安全かつ確実な運用を基本とし、長期運用資産は兵庫県債を中心に運用してきたが、積立資産の増加に伴い、他の自治体の債券等、運用先を多角化し、リスクの分散を図る。

また、県の損失補償の廃止に伴い、大規模災害時における、適確な給付が行えるよう毎年度の償還額の平準化を図る。

### (2) 迅速かつ的確な共済給付金の支給

災害発生時には、直ちに県・市町と連携を図り、加入者の被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、現地相談所の設置やコールセンターの相談体制強化等、臨機応変な支援体制をとり、被災加入者に対し迅速かつ的確な共済給付金の支給を行う。

## II 県民局(県民センター)・共済相談員の取組み

### 1 県民局(県民センター)の取組み

#### (1) 加入促進重点市町及び重点地域の設定

各県民局(県民センター)において、重点的に加入率の向上を目指す市町を重点市町に指定し、市町広報紙、その他広報媒体を通じた広報の実施やパンフレット・チラシの配布、出前受付の実施等、集中的な加入促進活動を実施する。

また、災害発生率の高い地域を重点地域に指定し、チラシの全戸配布を行うなど、集中的に広報・PRを実施する。

#### (2) 住宅・防災・被災者施策との連携強化

県・市町が実施する住宅・防災・被災者施策との連携を深め、県が実施する土砂災害特別警戒区域等指定に関する説明会をはじめとする各種イベントやセミナーでのPRや出前受付等の機会を増加し、加入促進を図る。

#### (3) トップセールスの実施

基金及び県民局(県民センター)の幹部が、さまざまな機会を通じて関係団体や企業の代表者等に対して制度説明を行い、加入を働きかける。

また、社員へのフェニックス制度の紹介、社員のフェニックス共済加入に対する補助、ポスター掲示やリーフレットの配架の協力等を要請し、住宅再建共済制

度の認知度を高め、加入の上積みを図る。

#### (4) 管内団体主催会議等における広報機会の充実

県民局(県民センター)が参加する管内の団体主催会議(各総会、役員会、研修会等)において、幹部職員から制度説明や広報資料の提供などを行い、各団体構成員の加入促進を図る。

#### (5) 県民局(県民センター)職員への加入促進

加入促進を推進する立場である県民局の職員に対して、職場会議、庁内放送等の活用により、加入の働きかけをさらに強める。

## 2【拡】共済相談員の取組み

都市部以外で地域とつながりが強い等の県民局にフェニックス共済相談員(以下「共済相談員」という。)を配置し、地域の特性に応じた加入促進と脱退対策の両面から制度の普及を図る。

#### (1) 地域の実情に応じた広報・加入促進活動

共済相談員が、県民局の地域担当参事・職員とともに、市町や自治会、婦人会、NPOなど各種地域団体等の各種会合、イベント、セミナーの場に加え、商店街、ショッピングモール等において説明会の開催やパンフレット・チラシの配付など、地域の実情に応じた広報・加入促進活動を展開する。

#### (2) 【拡】災害発生の恐れの高い区域への広報

令和7年度に作成した字(あざ)別加入状況表を活用し、土砂災害や高潮・河川浸水など災害発生の恐れが高い地域における集中的な広報・PRを実施する。

#### (3) 地域の実情に応じた脱退防止活動

脱退防止への取組みを強化するため、共済相談員が口座振替不能による強制脱退者や附帯契約による期限切れとなる者に対して加入継続のメリットを伝える書面の送付、個別訪問や制度説明を実施することにより、丁寧できめ細かく継続加入・再加入を働きかける。

#### (4) きめ細かな出前受付の実施

県民局(県民センター)や市町の広報にあわせ出前受付の開催を地域住民に通知するなど、多くの住民が出前受付に来場できるよう工夫し、加入者の増加につなげる。なお、共済相談員を配置しない県民局等においては、他県民局の共済相談員や本部職員を派遣して対応する。

#### (5) イベント等における広報の展開

県・市町・関係団体の協力を得て、それぞれが主催するイベント等の機会を活用してフェニックス共済の広報活動を行う。なお、共済相談員を配置しない県民局(県民センター)においては、他県民局の共済相談員や本部職員を派遣して対応する。

## (6) 自治会等のサポーター制度の支援

局地豪雨など地域に大きな災害をもたらす自然災害が増加していることから、県民局や市町と連携しながら、自治会など地域団体のサポーター登録を拡大し、地域ぐるみの加入を推進するとともに、サポーター登録をした自治会等の支援をきめ細かく展開していく。なお、共済相談員を配置しない県民局等においては、他県民局の共済相談員や本部職員を派遣して対応する。

## Ⅲ 市町との協働

### 1 【拡】県と市町との緊密な連携・協力体制の強化

(1) 住宅再建共済は、被災した住居の再建や地域の復興に極めて有効で重要な役割を果たす制度であり、また、市町にとっても非常に多くのメリットを有していることから、市町は県とともに住宅再建共済制度への加入を促進することが求められる。

また、共済給付金の給付には、市町のり災証明書の発行が必要であり、県と市町は、住宅再建共済制度の普及啓発・加入促進にあたり、相互に緊密な連携・協力体制を一層強化していく。

(2) 【新】南海トラフ巨大地震の被害が懸念される瀬戸内海沿岸部、淡路地域の市町を中心に、県民局・県民センターと連携し、制度変更にかかる状況（給付金減額時の申請方法、加入状況等）の説明や字（あざ）別加入状況表を活用したきめ細かい加入促進活動の協力依頼を実施する。

### 2 市町の具体的な協力方策

- (1) 市町広報紙での記事掲載
- (2) 窓口、とりわけ転入手続窓口でのパンフレットの配架
- (3) 市町庁舎・公民館等におけるPR動画の放送
- (4) 市町庁舎・公民館等、市町施設での出前受付への協力
- (5) 市町主催の各種イベントでの周知
- (6) 市町内の連合自治会の会合等におけるサポーター制度の周知

### 3 住宅再建共済加入を要件とする市町施策との連携

南あわじ市「淡路瓦屋根工事奨励金制度」や加西市「災害支援金制度」など住宅再建共済を加入要件とするものや、加東市「兵庫県住宅再建共済制度加入促進業務委託事業」など加入を促進する市町施策と連携し、住宅再建共済制度の説明機会としても活用することで、情報提供や加入促進を進める。

### 4 市町広報紙、各種広報ツールの活用

市町の広報紙、CATV、防災無線、コミュニティーなどの多様な広報ツールを活用し、効果的な広報活動を推進する。

### 5 市町職員への加入促進

加入促進を推進する立場である市町職員に対して、職場会議、庁内放送等の活用

により、加入の働きかけを行う。

#### **IV 関係団体等との協働**

##### **1 共済団体との「あわせて加入」の推進**

共同リーフレットの作成、各共済の加入推進時の住宅再建共済の紹介、各種情報交換を通じ、共済団体の共済とフェニックス共済の「あわせて加入」を推進する。

##### **2 損害保険会社との連携強化と「あわせて加入」の推進**

県と「防災力向上のための相互協力に関する協定」を締結する損害保険会社のさらなる増加を図るとともに、地震保険との「あわせて加入」をさらに推進する。

##### **3 マンション管理会社との連携**

マンション管理組合を束ねる管理会社と連携し、管理会社社員へのフェニックス共済の制度理解に係るフェニックスサポーター研修及び登録を実施することにより、マンションにおける共済制度の加入を推進する。

##### **4 マンション共用共済の加入促進**

各市の住宅政策部局と連携し、マンションの管理組合やマンション管理士会等が参加するセミナーでの制度説明の機会を増やすなど、さらなる加入促進を図る。

##### **5 住宅販売業者の附帯事業による加入の推進**

住宅販売時に併せてフェニックス共済を附帯して販売する住宅販売業者数を拡充し、加入数の増加を図る。

##### **6 商工団体、不動産関係団体との連携推進**

各団体の窓口でのポスターの掲示、パンフレット配架のほか、総会や各種研修会での制度説明、広報媒体でのPR等、従来からの協力関係を継続発展させ、加入促進を図る。

##### **7 郵便局ネットワークの活用**

県内 833 局のネットワークを有する郵便局でのポスター掲示、パンフレット配架、加入申込書の取次等を通じて、加入促進を図る。

##### **8 共済制度推進会議構成団体等の会報・機関紙等の活用**

共済制度推進会議構成団体等が発行する機関紙等の各種広報媒体に、フェニックス共済を掲載してもらうなど、各団体の組織内ネットワークを通じて制度の広報を行い、加入者の増加を図る。

参考：住宅再建共済制度の運営体制

